

第 4 期高砂市地域福祉計画（素案）に係る パブリックコメントの実施結果について

- 1 募集期間 令和 4 年 12 月 14 日（水）から令和 5 年 1 月 13 日（金）まで
- 2 意見募集結果 提出者数 5 名 提出件数 7 件
- 3 意見の概要及び市の考え方

番号	意見の概要	市の考え方
1-1	<p>計画案 P 4 5 の「4）－（1）地域での再犯防止に関する理解づくり」について、「社会を明るくする運動」の理解を深めるために「作文コンテスト」を実施すると記載があるが、現状は保護司会が選考等の一連の事務及び経費負担を行っているため、「高砂市保護司会と連携し、」という文言を文頭に追加し修正すべき。</p>	<p>ご意見のとおり、素案 P 4 5、4）－（1）に「高砂市保護司会と連携し、」を追加し、修正します。</p>
1-2	<p>計画案 P 4 5 に「4）再犯防止に向けた具体的な施策」として、「①高砂市の犯罪を取り巻く現状、②具体的な再犯防止の施策（事業名等）や③再犯防止の相談先（課題ごとの担当課等）を具体的に示し、課題別に 1 年ごとの実施計画を別途策定します。」と追加すべき。</p>	<p>再犯防止にかかる具体的な事業については、各年度の実施計画においてお示しし、取り組んでいきます。</p> <p>なお、実施計画の策定に関しては、素案 P 4 6 「1. 計画の推進体制」に追記します。</p>
1-3	<p>今回「高砂市再犯防止推進計画」は、総論としての部分だけで終わっており、各論としての具体的な施策（各論）が何ら示されていない。</p> <p>再犯率の状況は、国・近畿・兵庫県ともに年々下がっているが、尼崎・西宮・神戸・明石・加古川・高砂・姫路では、保護観察年末係属件数が高い状況であり、高砂市は横ばいの傾向にあることから、保護観察に係る負担は、相対的に増大していると言える。また、高砂市には現在かなりの薬物依存症者が存在していると推測できることから、再犯率の高い薬物依存の課題に向けてどう取り組み、支援をしていくか、具体的な施策（事業名）を示し、実効性の伴う推進計画を示していただきたい。</p>	<p>地域福祉計画が目指す地域共生社会に係る取り組みは、多くが再犯防止のための福祉的支援に通じるものであり、既に取り組まれている福祉関係施策を始めとした各種事業と重なる部分も多くあることから、地域福祉計画に包含することで、一体的に推進できるものと考えています。</p> <p>本計画の各施策や取り組みを再犯防止の視点から捉え、総合的に推進し、薬物依存症者への支援を含め、再犯防止にかかる具体的な事業については、各年度の実施計画において取り組んでいきます。</p> <p>なお、実施計画については、本計画の策定に参画いただいた「高砂市保護司会」等の更生保護関係団体と協議の上、策定します。</p>

番号	意見の概要	市の考え方
2	<p>再犯防止推進計画の策定の背景や趣旨については、詳細に分析され、その位置づけも明確となっているが、この方針に基づく具体的施策が明示されていない。「地域福祉計画」の中での一項目となっている。</p> <p>パブリックコメントを求める窓口が「福祉部人権福祉室地域福祉課」であるが、地域福祉課に財源確保策や執行権限を保証しているのか。</p> <p>具体策が一切「無い」政策であっても、その実施に向けた単年度方針で具体策、予算、体制等が示され、それらが年度計画として5年間継続される場合も考えられる。それならば、現段階で2023年度の予算が伴う具体的施策は明示すべきである。実現のための予算や体制が単年度計画として実施する予定がないと判読できるため、早急に2023年度計画実現策として具体的施策を公表すべきである。</p>	1-3に同じ。
3	<p>「満期釈放者」対策の必要性について</p> <p>刑務所などを出た後の就労や住宅の支援が、再犯防止の推進が喫緊の課題となっている。現在(2023年1月)、高砂市には38人の保護司が、刑務所や少年院等更生施設を仮釈放等で出所してきた者や「保護観察付執行猶予」になった者を対象に「処遇活動」を行っているが、対象は仮釈放等の出所者に限定されており、「満期釈放者」についての支援については、その範疇に入っていない。犯罪や非行を行ったものうち半数近くが満期釈放者であり、再犯防止を推進する上で、保護司が関わっていない満期釈放者をいかに支援するかが、重要になる。</p> <p>市には、ぜひこの点を勘案し「再犯防止推進計画(素案)」をより具体的にお示し願いたい。</p>	<p>現在、市では満期釈放者に対し、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業による出所後の一時的な住居の提供、生活保護受給者等就労自立促進事業による就労支援等を実施しています。</p> <p>満期釈放者への支援の必要性は、素案P44～P45に記載のとおり、保護司を対象としたヒアリング結果を現状の課題と認識しており、満期釈放者を含め、犯罪をした人等への継続的な支援に取り組んでいきます。</p>

番号	意見の概要	市の考え方
4	<p>犯罪をした人の多くは、知人や家族に職を探してもらうことで、恩着せがましく言われたくない。また、働くことを軽く考え、その日、その時暮らせたらい、上下関係を持ちたくない、自分で探せば好きな時だけ働くことができるなどの思いがある。施設で職を身につけることや、働くことの大切さを覚えることが大事。そして、受け入れてくれる企業や就労支援も必要である。</p> <p>住居の確保が難しいのは、身近に犯罪をした人についてほしくないからだと思うが、罪を理解するという事は難しい。</p> <p>支援にはサポートセンターが必要であり、保護司は、罪を犯すには理由があるということをおぼえてはいけない。また、対象者と繋いだ紐を引くばかりではなく、時には緩め、対象者が自立できる線路を引いていくことも必要であり、そのためには、保護司と他組織との連携も必要である。</p>	<p>保護司や保護司会が更生保護活動を行う拠点として、平成30年3月に高砂市保護司会により、高砂市更生保護サポートセンターが設置されています。</p> <p>素案P45、4)－(2)「犯罪をした人等への継続的な支援」のとおり、保護司会など更生保護関係機関・団体等と連携し、犯罪をした人等の実態の把握に努め、再犯防止に向けた取り組みや社会復帰に係る支援に取り組んでいきます。</p>
5	<p>「再犯防止推進計画」が策定され、相談や支援をいただける窓口ができたことで、他市に後れを取っていたが、ようやくスタートラインに立つことができたと感じている。なお、窓口実際に依頼があった場合、緊急でも対応できる備えをしておいて頂きたい。</p> <p>加古川市や姫路市の再犯防止推進計画などは非常に細かく明記されており、ケース毎の対応窓口となる部署・課を明記し、一覧表を作成して頂きたい。</p>	<p>素案P45、4)－(3)に記載のとおり、保護司など更生保護関係者をはじめとする関係機関等と再犯防止に向けた支援体制の構築に向けて取り組みます。</p> <p>本計画の各施策や取り組みを再犯防止の視点から捉え、総合的に推進し、再犯防止にかかる具体的な事業については、各年度の実施計画において取り組んでいきます。また、実施計画には、担当部署等を記載します。</p>